

日本在宅ケア学会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、日本在宅ケア学会（Japan Academy of Home Care）と称する。

第2条 本会の事務局は、理事長の定めるところとする。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、在宅ケアの学術的発展と教育・普及を図り、人々の健康と福祉に貢献することを目的とする。

第4条 本会は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 学術集会の開催
- 2) 機関誌等の発行
- 3) 調査研究活動の推進
- 4) 総会の開催
- 5) その他、本会の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員（本会の目的に賛同し、所定の会費を納入した者で、学生会員を含む。ただし、学生会員は本会役員等の選挙にあたって、選挙権および被選挙権を有しない）
- (2) 賛助会員（本会の目的に賛同し、本会の事業を援助する団体または個人）
- (3) 名誉会員（原則として15年以上の学会活動歴を有する会員で、本会に対し特に著しい貢献をした者で、かつ在宅ケアに関して優れた業績のある者）

第6条 正会員は総会に出席し、議決権を行使することができる。また、機関誌に投稿し、学術集会で発表し、かつ機関誌等の配布を受けることができる。

第7条 正会員として入会を希望する者は、会員1名の推薦ならびに所定の入会申込書に必要事項を明記のうえ、理事会に提出し、その承認を得なければならない。

2. 賛助会員として入会を希望する者は、会員1名の推薦ならびに所定の入会申込書に必要事項を明記のうえ理事会に提出し、その承認を得なければならない。

3. 名誉会員は、理事1名以上により推薦され、理事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

第8条 正会員および賛助会員は別に定める会費を納めなければならない。既納の会費はすべてこれを返却しない。ただし、名誉会員は会費を免除する。

第9条 正会員および賛助会員で退会しようとする者は、理由を付して退会届けを提出しなければならない。

また、正当な理由なく会費を3年以上滞納した会員は、告知のうえ、退会したものとする。

ただし、再入会にあたっては、会費滞納分を納めなければならない。

第10条 会員が、本会の名誉を傷つけ、または本会の目的

に反する行為をし、あるいは本会の倫理綱領等の規約に背く行為のあったときは、理事会の3分の2以上の承認を経て総会の承認をもって除名することができる。

第4章 役 員

第11条 本会には以下の役員をおく。

- 1) 理 事 長 1名
- 2) 副理事長 1名
- 3) 理 事 16名
(理事長、副理事長を含む)
- 4) 監 事 2名

第12条 理事および監事は、別に定める規約によって正会員による選挙によって選出される理事（以下、選挙理事と略）は12名、監事は2名とし、推薦による理事4名は選挙理事が正会員から推薦し、総会の承認を得る。

理事に欠員が生じた場合には、理事会が欠員を補う理事を選出し総会で承認を得ることができる。新たに承認された理事の任期は、前任者の残任期間とする。

第13条 理事長は、理事会において理事のなかから互選により選出され、評議員会および総会の承認を得る。なお、理事

長は本会を代表し、会務を統括する。

2. 理事長の任期は3年とし、連続2期までとする。

第14条 副理事長は理事長の指名により理事のなかから選任され、評議員会および総会の承認を得る。副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。

第15条 理事は理事長および副理事長とともに理事会を組織し、この会則および施行細則に定める事項のほか、評議員会ならびに総会の権限に属する事項以外の事項を議決し、執行する。

第16条 監事は本会の業務および財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

(1) 本会の財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況または業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会および総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会または総会を招集すること。

第17条 役員任期は3年間とし、再任を妨げない。

第5章 評議員

第18条 本会に評議員40名をおく。評議員は、正会員から選出され、総会の承認を得なければならない。

2. 評議員は評議員会を組織し、この会則および施行細則に定める事項のほか、本会の維持と運営に関する重要事項を審議する。

3. 評議員の任期は3年間とし、再任を妨げない。

第6章 会 議

第19条 本会は以下の会議を開催する。

(1) 学術集会

(2) 総会

(3) 理事会

(4) 評議員会

(5) その他、理事会にて必要と認めるもの

第20条 学術集会は年1回開催する。

2. 本会が主催する学術集会の発表は原則として会員に限るものとする。

第21条 本会に学術集会長をおき、学術集会長は学術集会を主催する。学術集会長の任期は、前回学術集会終了日の翌日から当該学術集会終了日までとする。

第22条 学術集会長は理事会により推薦され、評議員会および総会の承認を受ける。

2. 学術集会長に事故あるときは、あらかじめ学術集会長が指名した者がその職務を代行する。

第23条 総会は正会員によって構成され、役員、評議員、会計報告および事業報告等に関する承認、または必要な事項について審議する。

2. 定時総会は毎年度、学術集会時に開催し、臨時総会は必要に応じて随時開催する。

3. 総会は理事長が招集する。

4. 総会は正会員の10分の1以上の出席により成立する。ただし、当該事項につき、あらかじめ書面をもって意思表示した者、または他の会員に評決を書面をもって委任した者は出席者とみなす。

5. 総会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6. 理事長は正会員の5分の1以上または評議員会あるいは理事会より要請のあった場合は、臨時総会を招集しなければならない。

7. 総会の議決事項は、正会員に文書をもって報告されなければならない。

第24条 理事会は理事および監事により構成される。学術集会長および名誉会員は理事会に出席し意見を述べることができる。

2. 理事会は原則として年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合には、臨時理事会を招集することができる。

3. 理事の3分の1以上または監事より会議の目的たる事項を示し請求があったときは、理事長は速やかに理事会を招集しなければならない。

4. 理事会を招集するには、あらかじめ理事に対し会議の目的たる事項および日時、場所等を文書をもって通知しなければならない。

5. 理事会の議長は理事長とする。

6. 理事会は理事の3分の2以上の出席がなければ開催することはできない。ただし、当該事項につき、あらか

じめ書面をもって意思表示した者、または他の理事に評決を書面をもって委任した者は出席者とみなす。

7. 理事会の議決は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8. 理事会は当該年度の事業報告、収支決算、次年度の事業計画、収支予算およびその他理事会において必要と認められた事項を評議員会に諮問し、総会の承認を得るものとする。

第25条 理事会は本会の目的に従う事業を遂行するために、必要により各種の委員会をおくことができる。

2. 委員会は、審議の要項と議決事項を理事会に報告し、承認を得なければならない。

3. 各委員会の委員長は理事会に出席して意見を述べることができる。

第26条 評議員会は年1回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合には、臨時評議員会を開催することができる。

2. 理事長は理事会の要請または評議員の5分の1以上からの請求があったときは、速やかに評議員会を開催しなければならない。

3. 評議員会を招集するには、あらかじめ評議員に対し会議の目的たる事項および日時、場所等を文書をもって通知しなければならない。

4. 評議員会の議長は評議員の互選とする。

5. 評議員会は評議員の5分の3以上の出席がなければ開催することができない。ただし、議事につき、あらかじめ書面をもって委任したものは出席者とみなす。

6. 評議員会の議決は、出席評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、評議員会議長の決するところによる。

第7章 会 計

第27条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第28条 本会の経費は本会会員の会費、補助金、寄付金および事業収入をもってこれにあてる。

付 則

第29条 本会の会則を変更する場合は、理事会および評議員会の議を経て総会の承認を必要とする。

2. 本会則は平成8年2月17日より施行する。

3. 本会則は平成19年3月4日一部改正した。

4. 本会則は平成22年1月24日一部改正した。